

第25期第12回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年7月5日(金曜日) 13:30～14:30

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	真鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第10番	田村伊佐雄	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治
第8番	神野明仁		

(3) 欠席委員

第2番	安藤育雄	第9番	藤田隆
第2番	近藤孝志		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 利用権について、農地パトロールについて



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員16人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

非常に湿度も高く、暑くなってきました。今は暦の上では小暑とあって、梅雨明けも近くなってきて、湿度が高い中で夏の熱気が感じられるという季節です。2週間ほど経てば梅雨も明けて、大暑となります。急激に天気が変わることがありますので、農作業も一段落したところだとは思いますが、みなさん方も体調管理には十分気をつけて、農業委員会の活動もしていただきたいと思ひます。

それでは、ただいまから第12回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第4号まで、農政関係は「農地パトロールの日程及び班分けについて」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において土岐典子委員と渡邊勝俊委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号から第4号までは意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、

申請件数は11件です。

2ページをお開きください。

24番、萩生字旦之上、畑1筆、面積872㎡、譲受人は1-1さん。

譲受人は現在4反4畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

次に25番と4ページ29番、5ページ30番は譲受人が同一のため、併せて説明させていただきます。

2ページ25番、河内町、畑1筆、続いて4ページ29番、中村松木一丁目、畑1筆、続いて5ページ30番、中村松木一丁目、畑1筆、合計面積1,519㎡、譲受人は1-2さん。

譲受人は現在5反4畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び果樹を予定しているとのことです。

3ページにお戻りください。

26番、庄内町六丁目、畑1筆、面積455㎡、譲受人は1-3さん。

申請地はこれまでも譲受人の父が管理を行っており、今回、当該農地の贈与を受けるため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

27番、萩生字本郷、田1筆、面積1,134㎡、譲受人は1-4さん。

譲受人は現在1反3畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

4ページをお開きください。

28番、大生院字広坪、畑3筆、合計面積529㎡、譲受人は1-5さん。

譲受人は現在4畝ほどの農地を家族で耕作しており、併せて申請地についてもこれまで管理を行っていたとのことで、当該農地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

5ページを御覧ください。

31番、萩生字本郷、田3筆及び畑2筆、合計面積4,276㎡、譲受人は1-6さん。

譲受人は現在7町ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは水稻及び季節野菜を予定しているとのことです。

6ページをお開きください。

32番及び33番は譲受人が同一のため、併せて説明させていただきます。

32番、船木字高祖、畑1筆、33番、船木字高祖、畑1筆、合計面積791㎡、譲受人は1-7さん。

譲受人は、これまでも親族が所有していた申請地について管理を行っており、今回、当該農地の贈与を受けるため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び果樹を予定しているとのことです。

7ページを御覧ください。

34番、船木字高祖、畑1筆、面積823㎡、譲受人は1-8さん。

譲受人はこれまで祖父が所有する農地について耕作を手伝っており、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

以上、24番から34番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、24番については真鍋篤俊委員から、25番については岡田悦明委員から、26番については矢野一臣委員から、27番及び31番については高橋秀実委員から、28番については神野鉄治委員から、29番及び30番については土岐秀男委員から、32番から34番までについては藤田隆委員が欠席のため事務局から、それぞれ報告をいただきます。

まず、真鍋篤俊委員お願いします。

【真鍋委員】

24番について報告いたします。6月20日に現地確認し、21日に申請者本人と話をしました。申請地には、隣接する農家の庭か、現在申請者が管理している農地からしか侵入できない土地です。昨年までは隣接する農家の方が耕作していたが、それをやめたので、現在は申請者が耕作しているとのことです。現在は何も植えてはいませんが、農地としていつでも利用可能な状態であります。申請者は普段からきちんと農業をされている方で、許可しても問題ないと思われまます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、岡田悦明委員お願いします。

【岡田委員】

以前から耕作されていて、それを引き継ぐ形で耕作されています。

果樹を植えていない部分は、トラクター等できちんと管理されていました。トラクタ

一は船木の方で管理していて、トラックで運んできて使用しているとのこと。見た限り、耕作等も問題ないと思われます。

【藤田会長】

ありがとうございました。
次に、矢野一臣委員お願いします。

【矢野委員】

6月23日に、作業日数の一番多い申請者の父に状況等を確認しました。申請地は、以前は管理されておらず草がたくさん生えていて、地域からもいろいろ言われていたそうです。譲渡人は兄弟で、その方から譲り受けて、今から耕作していくとのこと。今は、草をきれいに刈って耕起して、作付けをしようとしている段階です。境界も問題ありません。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。
次に、高橋秀実委員お願いします。

【高橋委員】

27番について説明いたします。6月23日に現地確認と譲受人から話を聞きました。申請地は、西側が市道に面しており、南北、東側は水路、コンクリート畦畔に囲われており、境界をはっきりしています。譲受人の父の時代から預かって申請地を作付けしており、譲受人も数年前から稲作をしています。現地確認した時点で、田植えも終わっておりました。本人からもお話を聞きました。耕作意欲もありますし、地域の活動にも参加しているので、地域との調和要件も問題ないと思われます。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。
次に、神野鉄治委員お願いします。

【神野（鉄）委員】

28番についてですが、元々の地主さんが農地の奥にいろいろな果樹を植えている状態です。今までも、申請者が管理していたみたいですので、許可しても問題ないと思われます。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、土岐秀男委員お願いします。

【土岐委員】

29番と30番について、関連しておりますので併せて説明をいたします。

6月22日に現地の調査と農地の利用について、譲受人に話を伺いました。譲受人は、数年前まで季節野菜の栽培や水稲耕作をしておりましたが、現在は柿やビワ等の果樹を栽培しています。農作業歴が長く、耕作意欲も高く、農業経営の拡大を考えておりました。許可後は家族3人で季節野菜や果樹等の耕作を計画しております。申請地につきましては、2筆とも譲受人が所有する農地に隣接しております。南北に縦長く、現在耕作はされておませんが、数年前から雑草の刈払いやトラクターでの耕起等しております。いつでも耕作できる状況であります。また29番につきましては、西側に譲受人の農地が隣接し、東側は隣接農地との境目に境界杭が3ヵ所設置されておりますが、隣接する農地の所有者と話し合いをして、トラブルが生じないように境界や耕作範囲についてお互いに同意をしていると言われていました。30番につきましては、譲受人の農地の間にありまして、境界については特に問題ないと思われます。このように、農地が一体的に使用でき、周辺の地域への影響もなく、調和要件も特に問題ないと思われます。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

高橋秀実委員さん、31番の説明がありませんでしたので、そちらの方お願いします。

【高橋委員】

すみません。31番の報告をさせていただきます。

6月25日に、5筆あるのですが、現地確認と譲受人にお話を聞きました。6月25日時点での状況ですが、1筆につきましては、防草シート代わりにテントや農機具に被せるビニールシートのようなものを敷いていて、そのまわりに花芝等が植えてあって、ある程度は管理されている状態でした。他の4筆については、数年前から譲受人が耕作しておりました。1筆は、昨日見たら田植えが終わっておりました。あとの3筆は、昨年さといもを作付けしておりまして、今年になってトラクターで1回だけ耕起したのですが、今は膝ぐらまで草が伸びている状態でした。本人はフレールモアも持っていますので、草刈りしてトラクターで耕起すればすぐに耕作できると思われます。譲受人は、新居浜でも有名な若い認定農業者で、7町ほど季節野菜等耕作して、いろんなところに出荷・販売しています。本人、家族だけではなく、1日平均10人ほどのアルバイトの方を雇って作業しているそうです。申請地につきましては、元々、太陽光発電で売るこ

とを検討していたとのことですが、そうするぐらいなら農地として使用した方がいいだろうということで、今回の申請に至ったそうです。以前から耕作をしておりますし、耕作意欲もありますので、特に問題ないと思われま

【藤田会長】

ありがとうございました。
次に、事務局お願いします。

【原事務局長】

藤田隆委員から、32番、33番について、申請地は譲受人の兄が所有している農地で、7年前から譲受人が畑として耕作しており、耕作意欲もあり、地域との調和要件も特に問題ないと報告をいただいております。

34番については、申請地は何年も放置された状態ではありますが、現在、草刈りは行っている。許可後は、植えてある柿等については剪定しながら育てていき、果樹以外の木については伐採を行い果樹を植えていく予定であり、地域との調和要件も特に問題なく、許可しても問題ないとする旨の報告をいただいております。

【藤田会長】

以上、24番から34番までについて質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第2号「農地の転用について」と10ページ、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」は関連しておりますので、一括して議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件ですが、先ほど会長から説明がありましたとおり、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請14件のうち73番の1件と関連しておりますので、併せて説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

議案第2号5番、大生院字本村、畑2筆、続きまして11ページをお開きください。

議案第3号73番、大生院字本村、田1筆、譲受人は2-1さん。

内容は一体で露天資材置場とする目的で、その他一体利用地として宅地115.18㎡があります。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、5条の権利区分は所有権移転です。

このまま、議案第3号に入らせていただきます。

74番、大生院字本村、田1筆、譲受人は3-1さん。

内容は自己住宅1戸100.20㎡、一体利用地として宅地109.41㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

75番、河内町、畑2筆、譲受人は3-2さん。

内容は宅地分譲1区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

76番、本郷三丁目、畑1筆、譲受人は3-3さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

77番、中須賀町一丁目、田1筆、譲受人は3-4さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

78番、宇高町一丁目、畑1筆、譲受人は3-5さん。

内容は露天駐車場、一体利用地として宅地330.58㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

79番、高田一丁目、田1筆、譲受人は3-6さん。

内容は自己住宅1戸112.62㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

80番、高田一丁目、田1筆、譲受人は3-7さん外1名。

内容は自己住宅1戸122.55㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

次の81番及び82番は一体での計画となるため併せて説明させていただきます。

81番、大生院字栗林、畑1筆、続きまして、14ページをお開きください。

８２番、大生院字栗林、畑１筆、譲受人は３－８さん。

内容は自己住宅１戸１２７．６８㎡及び露天資材置場、農地区分はいずれもその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は８１番が所有権移転、８２番が使用貸借権で期間は永年です。

８３番、星原町、畑１筆、譲受人は３－９さん。

内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

８４番、萩生字旦ノ上、田１筆、譲受人は３－１０さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

１５ページを御覧ください。

８５番、船木字高祖、畑１筆、譲受人は３－１１さん。

内容は自己住宅１戸７０．３８㎡、一体利用地として公衆用道路１３㎡があり、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

８６番、城下町、田１筆、譲受人は３－１２さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、議案第２号５番及び議案第３号７３番から８６番までの事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

以上、議案第２号５番及び議案第３号７３番から８６番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第２号「農地の転用について」及び議案第３号「農地の転用を伴う所有

権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

16ページをお開きください。

議案第4号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は2件です。

17ページを御覧ください。

2番及び3番は同一の許可内容からの変更で、申請者は4-1さんです。

変更内容といたしましては、当初建売住宅3戸として計画していたものを、建売住宅1戸及び特定建築条件付宅地分譲1区画に変更するもので、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

以上の事案につきましては変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

以上、2番及び3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

18ページを御覧ください。

報告事項は「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」です。

事務局から報告をお願いします。

【井上主任】

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、5番、5-1さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

【藤田会長】

続きまして、19ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩といたします。

なお、14時10分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、農政関係の議題に入ります。

まず、「利用権について」、事務局から説明をお願いします。

【原事務局長】

利用権設定について説明させていただきます。

資料を2枚お配りしておりますが、1枚目は農林水産省のパンフレットで、2枚目は愛媛県農業会議が作成した資料となっております。この資料に記載しております年間処理件数につきましては、愛媛県内の件数となっております。

令和5年4月1日施行の「農業経営基盤強化推進法等の一部を改正する法律」により、貸し手と借り手の相対による利用権設定の手続きが廃止されます。

現在は、2年間の経過措置があるため、更新及び新規設定できておりますが、これも、令和7年の3月総会上程分をもって終了となります。

4月以降につきましては、農地中間管理機構を通しての貸し借りとなり、事務処理に要する期間が2～3ヵ月かかる見込みとなっております。また、申請書等についても、異なることとなります。

なお、4月以降に終期を迎える利用権設定は、設定した期間満了日までは有効となりますので、現在の利用権設定を引き続き利用されたい方につきましては、契約を更新し

ていただき、期間の延長をお願いします。

この契約の更新及び4月以降の申請関係につきましては、詳細が明確になっておりませんので、後日、担当者から説明させる予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。

今までの方式と変わって、中間管理機構を通しての貸し借りになります。局長も言われていたように、期間が2, 3ヵ月かかるということで、空白の期間がうまれる可能性もあります。個人的には、なぜこんなことをするのかと思うところもありますが、決まったことですので、やらなければなりません。

今年度の3月末までで、4月からは新しく変わります。また、それぞれ説明はするということですので、今日はこの辺で終わります。

次に、「農地パトロールの日程及び班分けについて」、事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

農地パトロールの日程及び班分けについて、御説明いたします。まず、農地パトロールについてですが、農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を実施し、遊休農地が解消されているか、新たに遊休農地が発生していないかの農地パトロールを行うことが定められておりますので、今年度も農地パトロールを実施します。

調査方法につきましては例年と同様に、担当地区を事務局職員と一緒に回っていただきます。その際に使用する調査票及び地図につきましては、次回、8月5日総会時にお配りし、パトロールの内容等も含めて説明させていただきます。

それでは、まず、お手元にお配りしました令和6年度農地パトロール班分け表を御覧ください。

表の上部に赤字で書いておりますとおり、パトロールは、8月7日（水）から9月30日（月）の間に実施予定としております。班分けについては、昨年度の実績を基にそれぞれの地区ごとに作成しておりますので、御確認ください。なお、変更する場合等は総会終了後にお知らせください。

次に、農地パトロール可能予定表をお目通しください。8月7日からの日程のうち、公用車の予約の関係上、黄色で着色された日にちのみがパトロールを行うことができる日程となっております。

班分けされた方どうして、パトロール可能予定表のうち黄色で着色された日程の中から、現地調査をする日程、集合場所を相談して決めていただき、8月5日の総会までに

班分け表を御提出ください。なお、パトロールは午前9時開始で午後は猛暑が予想されますので、午前中でのみ行いたいと思いますので、午前中での希望日での御記入をお願いします。

なお、公用車や人員の関係で、複数の班が同じ日程を希望された場合は、調整させていただきますので御協力をお願いします。

最後になりますが、班分けされた方どうして、日程等の調整される方は、この総会の後も、この会議室は利用できますので、日程等の調整に御利用ください。委員の皆様には、お忙しい時期ではありますが、よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はありませんか。

また、お気づきの点がございましたら事務局に尋ねていただければと思いますので、来月までに日程を出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第12回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員